

当面の規制改革の実施事項

(令和3年12月22日 規制改革推進会議)

【関係部分抜粋】

Ⅱ それぞれの柱における規制改革の推進

3. 「人」への投資

イ 大学設置基準等の見直し

【a～i：令和3年度措置】

- a 文部科学省は、現状の設備要件を始めとするハード面の質保証を重視した基準から、学びの形式の多様化や、学生個人に応じた教育の追究を可能にすることで、学修者本位の学びを実現する観点で大学設置基準の見直しを検討する。
- b 文部科学省は、オンライン授業と対面授業の二項対立から脱した質の高い教育を実現するため、オンライン授業・対面授業双方の質保証の在り方を検討するとともに、学生個人に応じた教育の実現に資する学びの形式の多様化や技術革新によりメタバースを活用した授業等従来のオンライン授業・対面授業の区分を超えた授業が活用されるようになることなども想定し、学修者本位の学びを実現する観点から、オンライン授業の卒業単位への算入上限の削除の可否を含め、在り方を検討する。
- c 文部科学省は、大学に最低限必要な設備に関する規定、校地・校舎の面積に関する規定、空地に関する規定等について、学生や教員の教育研究上支障が生じないことや大学の独自性を考慮した上で柔軟に対応できるよう、削除の可否を含め見直しを検討するとともに、各大学の設備を学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・自治体等と共有・共用（シェアリング）できることを周知する。
- d 文部科学省は、現行の紙の本や黙読・自学自習を前提とした図書館設備に関する規定を見直すとともに、図書館をラーニング・コモンズとして整備できることや、学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・自治体等と共有・共用（シェアリング）したり、電子書籍・文献・資料等を管理する電子図書館についても、他大学・機関・自治体等との共同設置を含めた整備を行ったりすることが可能であることを周知する。
- e 文部科学省は、今後リカレント教育による社会人入学や学修者主体の教育の浸透による科目等履修生・聴講生の受入れ、国際交流の活性化による留学生受入れが増加すると予測される中で、現在の厳密な定員管理の在り方について見直しを検討する。その際、現在の厳密な定員管理の要求が、特に都市部の一部

大学への過度な学生の集中を避け大学教育の多様化を担保する役割を持つことに十分留意した上で、定員管理制度の見直し、学修者主体の教育の実現による実質的な大学教育の多様化につながるものとなるよう、他の項目に関する検討内容も踏まえて適切に検討する。

- f 文部科学省は、専任教員数について、多様な働き方・価値観が広がり、非常勤講師・実務家教員を含む兼任教員、T A (Teaching Assistant)、S A (Student Assistant) 及び大学職員が教育に果たす役割が拡大していること、オンライン授業の活用が進んでいること、チーム・ティーチングの活用が進んでいることなどを踏まえ、現状の大学や学部ごとに定められている専任教員数の規制を見直すことができないか検討する。
- g 文部科学省は、学修者主体教育を実現するための学びの形の多様化を図るため、卒業要件としての修学年限の規定を見直し、4年の修学は目安として示すにとどめる方向で検討する。
- h 文部科学省は、他大学との単位互換について、学修者本位の教育の実現に向け、学生が自ら必要な学びを選択できるようにするため、大学があらかじめ協定等により定めた大学との単位互換に限定されるものでなく、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた他大学での学修についても、当該学生の申請に応じて、所属大学の判断により教育上有益と認めるときは単位認定ができることを、大学関係者を通じて学生が知り実際に活用できるよう周知する。
- i 文部科学省は、学修者本位の学びを実現する観点から、大学において、教員と職員が協働して取り組むよう、学部事務局やキャリアセンターといった大学職員組織が中心となって教員とともに学生を支援する仕組みについて、優良事例を横展開するなどにより、各大学の取組を推進していくことを検討する。

規制改革推進会議

第5回 子育て・教育・働き方ワーキング・グループ（令和3年11月17日）

議事概要

【関係部分抜粋】

議題：デジタル時代を踏まえた大学設置基準の見直し

議事概要：

○牧島大臣

大学設置基準の見直しとオンライン授業の実施状況について御議論いただきます。コロナ禍でオンライン化が一気に進むと新しい日常に適合できるようになってくる。社会の価値観が大きく変容していく。技術革新の恩恵を受けられるようになって、本来であれば私たちの暮らしがさらに豊かになっていくはずです。そうした観点から、現行の大学設置基準はこのままでよいのでしょうかという問題意識、設備要件に比重を置いたハードの質の保証はされているけれども、今後は大学教育の質を保証できるソフトの質保証ができるシステムに変えていかなければならないのではないかと考えています。

学びの形式を多様化する学修者主体の教育に転換し、社会に開かれた大学教育を実現することで大学教育の質向上を図っていく必要があります。文部科学省には、本日の議論を踏まえて検討を進め、年度内には結論を出し、速やかに措置していただくようお願いいたします。

○小林副大臣

ハードの規制はもう合わないというのは間違いないと思いますから、何で今さら体育館が要るのかなど、そういうところから本質的に見直していただくというのは必ずやっていただきたいと思っていますし、年度内に結論ということですが、すぐできるものはすぐやるということでぜひ御協力を頂きたいと思っております。

○山田大臣政務官

例えばデジタル人材が必要だというふうに言っても、定員が変えられないというか、そういう大学の定員問題とか教科の問題が非常に硬直化していると思います。社会の実態でどんな人材が要求されているのかということ、それからもう一つ、生徒たちが何を学びたいのかという、最後は生徒あつての学校だということだと思いますので、そういった定員等も含めて、いろいろ柔軟に教科の定員を変えられるようにするというのも課題なのではないかと思っております。

○村上文洋専門委員

部会の検討は年度末に結果を出すということですが、途中段階でこのワーキングで報告いただいて、このワーキングの意見を聞くことは可能か。

○中室牧子座長代理

検討状況（略）を聞いていると、こういう意見もあるし、こういう意見もあるというような形で、2つの異なる意見を平等にウエートをかけてお話しになっているように聞こえますので、そういうことではなくて、どういう方向でいくのかということがはっきりと見える取りまとめになるということが大事かなと思うのです。殊さら教育に関しては、全員の意見が一致して全員で合意形成できるということはありません。そうではなくて、我が国の教育が10年後を見据えてどういう方向に進んでいくべきなのかということを見据えた制度設計になっているということがすごく重要なことと思うのです。そのことが今日の資料からは全然見えないと私は思います。ですので、年度末の取りまとめで両論併記的なことにならないように、そこはぜひお願いしたいと思っていて、そのためには、（略）途中の審議過程の中でこの規制改革推進会議との意見交換ができるような形にさせていただきたいと思っております。

（略）私大連様からお出しいただいた提言は、私自身が考えている改革の方向性と非常に合致していると考えています。特にこのコロナ禍で明らかになったこととして、校地あるいは場所の制約というものは必要なくなってきたのではないかと思いますので、大学設置基準の第34条、6条、7条のところの校地や校舎の面積に関する規制というのは基本的に全削していく方向が必要ではないかと思います。

次に、38条の図書館等の設備に関しても、紙の本ではなくて電子書籍とかもあるということを見ると、この規定は削除していくべきではないかと思います。

それから、（略）大学教員の専門分野に求められる需要も大きく変わっていますので、専任教員の規制といったことも見直しが必要になってきていると思います。

次に、学修者視点からということですが、卒業要件についての修学年限の緩和あるいは単位互換のところは今、大学の機関ごとの仕組みになっていると思います。そうではなくて学生本人からの選択でやれるという仕組みに変えていけないかと思います。

最後に、60単位の遠隔の話ですが、これは直ちに撤廃することが重要ではないかと私自身は考えています。なぜかという、今、ほとんどの大学はハイフレックスになっていますので、対面を選ぼうと思えば選べるのです。対面がいい、対面のほうが満足が高いという人は対面を選べばよい。でも、そうではなくて、例えば海外にいながら日本の大学の授業を受けたいというような、場所とか時間の制約がある人たちがいたとして、その人たちがオンラインを選ぶということもできるようにしておかなければいけない。すなわち、大学の授業は選択できるということが小・中・高と違うことなので、選択肢を広げるという観点での規制緩和が重要だと考えています。

○日本私立大学連盟（村田治副会長）

例えば設置基準の話が出ましたけれども、設置基準は基本的に最低限度の基準をというふうに文科省様からお話があったかと思いますが、建物の基準だとか幾つかの基準が少し古くなってしまっているのは、私もそう思いますので、そこはどうかをちゃんと検討していく必要があるかと思えます。

その際に、質の保証といった場合に、認証評価のところをもう少し厳格にしていく必要があるのですが、残念ながら、認証評価も実は最低の基準を認証しているというところがあります。例えば大学基準協会では、各大学の特徴を出せるような形にして、これを出している、むしろ最低の認証評価以外にプラスアルファでこの大学はこういうことに力を入れているのだというところを積極的に評価していく、そういう各大学の個性を伸ばしていくような認証評価の在り方が必要かなと思えます。

もう一つは、認証評価機関によって若干基準が違ったりもしますので、その統一を図っていくことも、これから逆に設置基準の緩和をしていくのであれば認証評価の役割が重要になってきますので、そこをどうするか。メタ認証評価機関みたいなものをつくるのか、つからないのかといった議論も今後必要ではないかと考えています。

○大槻奈那座長

チームメンバーは、(略) 確かにそうそうたる方々なのですが、逆に言えば、革新的で新しい大学等が何かをトライしたいときというのがどこまで反映できるような仕組みにしてもらえるのか、私もちょっと不安に思った次第です。ですので、両論併記ではないということをお願いするのは非常にいいと思えますけれども、その中でも国民にとって何がいいのか、そして先ほど頂きましたけれども、社会のニーズもしっかりと受け止める形の議論をしていただければと思えますし、途中途中で我々ともまた議論していただければと思えます。(略)

認証評価ですけれども、今のものを見ますと、どちらかというとネガティブチェックでもって、こういったよくないことがないようにしますということで認証を与えているのが今の制度の大宗かと思えます。海外の認証を私も受けた経験がございますけれども、もうちょっとプレミア的な、いい大学を選んでいくような機能も、もし入り口のところを緩和して自由度を高めるということだと必要になるのではないかという気がしますが、そこら辺いかがでしょうか。

○日本私立大学連盟（村田治副会長）

大学基準協会のほうでは、今、そういうような形でプレミアムといいましょうか、プラスのところを評価していく仕組みに変えようとしてつつあるように聞いております。そういう意味では、今、大槻先生がおっしゃったところになっていくのだらうと思えます。

ただ、残念ながら、日本に今、幾つかの認証評価機関がございまして、その間の基準の統

一といひましようか、そこのところをしておかないと、ある認証評価機関と別の認証評価機関では基準が違ふと困ると思ひます。そこのところをどうするかということが一つの大きな課題で、もう一点、今おっしゃったようにどういふふうにしてプラスに評価していかうところが課題と思ひております。

○森朋子専門委員

昭和 30 年代につくられた大学設置基準ですので、誰しもが変へることには反対ないと思ひます。あとは、(略) タイムスケジュールだと思ひます。今、質保証システム部会のほうの議論を拝見していても、いろいろな意見が出てしまつてゐるがために迷走してゐるようなイメージもござひます。今、WG を立ち上げてコンパクトに議論されておられると思ひますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、今ある大学が質向上するためのもので撤廃していかうのか、新規参入、自由競争を促していかうのか、この議論を分けていかないといけなうと思ひます。今ある大学が、ということであれば、特例という形で今すぐいろいろなものが実現化します。(略) それは特例でできますと皆さんおっしゃる。ということであれば、大学もやりたいところがどんでんできるように特例制度をつくつていかう。これが一番簡単な方法かなと私個人は思ひてゐます。

そして、新規参入を促したいということであれば、私としましては、やはり国策として大学進学率を何%に上げたいから自由競争をさせたい、この論がないといけなうと思ひます。今、日本もまだまだ 56%です。OECD の中ではまだ高いとは言へません。経済を回していかうためには、これを 65%にする。女子はまだ 50%を下回つてゐるのでここにアプローチするなどといった議論をしていかないといけなうと感じてゐます。また、新規参入の場合には、先ほどおっしゃったように、ナショナル・ミニマム、誰でも参入できるが、撤退もできるということであれば、これは学習者本人にとっては大変きびしい話になつてまいりまうので、どのように学習者の権利を守つていかうのか、そこを国としてどうやつて保障していかうかという問題もあるかなと思ひました。

そして、(略) これはある意味、文科省の規制の問題ではなく、大学がどこまで覚悟できるかということだと思ひます。(略) 頑張つてゐる大学の事例はありますが、(略) では一人一人の大学教員がそこまで思ひてゐるか、大学教員の質はどうなのか、いろいろな問題が関わつてくる。大学全体ではしっかりとやつてゐるけれども、本当にマネジメントできているのかという実際には問題もたくさんあります。自由競争の中で大学生の学びの質を保証していかうのはすごく難しい問題だと思ひます。ですので、今、私大連のお話も ST 比でいへば 1 対 55 とか、そういったような世界で個別最適化ができますかというところなのです。

○工藤勇一専門委員

私大連さんの要望も全く同感です。こういった規制改革を進めてもらへればと思ひてゐ

るところです。新しい学校、魅力ある大学がつかれないような、そういった設置基準の中でどんどん国際的な競争力が下がっていく、そんな気がしています。

先日、日経新聞に日本電産の永守さんのインタビュー記事が載っていて、今、新しくつくっている大学に将来、医学部をつくりたい、でもバリアが高くて、今、永守さんが50歳だったら可能性はあるけどみたいな記事がありました。やはり新たな魅力ある大学をつくらうというところに足かせがあるというのは、日本の将来を考えると非常に心配だと思っています。

全体として設置基準が量的な基準になっているところが非常に問題で、質的な基準に移っていかねばいけない。大学の教育の質とか、授業の質とか、そういったところに移らなければいけないとみんな分かっているにもかかわらず、相変わらず量的なものがのさばっている、そういったことなのだと思うのです。

例えば、デジタルの遅れの部分なんかは国として言われているわけですがけれども、相変わらず大学の教育でオンラインか対面かということが話題になること自体が本当にナンセンスだと私は思います。それこそデジタルが遅れているのだからという、さっき両論併記という話もありましたけれども、どっちが上の問題なのか、上位の問題なのかということを考えれば、オンラインか対面かということが議論になること自体がおかしいのではないかと思います。

それ以外にも、履修主義なのか、修得主義なのかという問題なんかもよく出てきます。飛び級の問題、入学時期の問題、卒業時期の問題、そういったものが様々なものを足かせにしている。例えば大学院に行くということ一つだけでも、大学院を卒業するまで相当な年齢になります。こういったことも大学院に進学することの足かせになっている。やはり飛び級でどんどん行くことによって大学院まで進学しようという気にもなるだろうし、アメリカの例なんかを見ると学費が高いということもあるのですけれども、学生が学費を払わなくても済むように早く卒業したいという意味が働いているわけです。日本は一生懸命学んだって4年は4年とか、そういった考え方で学生が学んでいること自体もとても時代にそぐわないと思います。

(略) 規制改革を進めていくための手続論というのか、手続問題というのが、例えば中教審の議論が足かせになっているような気がするのです。中教審で議論して、その決定が文科省の決定になるのかではなくて、文科省としてどういう方向に進めていくのか、それを実現するためにどういうふうに中教審の委員会を使って合意していくのか、そこが問われているのだと思うのです。

今、世界全体がSDGsを象徴とするように、地球上に起こっている危機的な問題を解決するためには、それこそ相反するステークホルダーを説得して持続可能な社会をつくるという最上位の目標に向かって合意するという強い意志を持ってそれを進めなければ、もしかすると滅びるかもしれないということが話題になっているわけです。この大学の問題はそれに比べればはるかに小さい問題であるはずなのに、でも構図としては同じ構図である。

相反するステークホルダーが合意するための手続を文科省さんとしてどう考えているのか、その1点だけです。

手続論として中教審の議論が云々ではなくて、文科省としてどう決定するのかという手続論だけお話しいただければと思います。

○菅原晶子委員

私大連の村田様の御提案は全面賛成で、こうした規制緩和をすることによって自律的な大学経営ができるようにすることが重要ではないかと思えます。大学の経営も企業経営と同様に時代に応じた社会的要請によって変化する必要がある、社会に人材を送り込む大学教育の質、在り方に対する価値も変化しているので、そうしたものに大学経営が柔軟に対応できるよう、自律的な大学経営が出来るようにこれらの規制改革はぜひ進めていただきたいと思っています。

一方、こうした規制改革をして自由な大学経営をするのであれば、先ほど来出ています認証制度とか情報公開という質の保証などガバナンスが従来以上に重要になってきます。これまでも国立大学、私立大学のガバナンス問題というのは随分議論され制度改革もなされてきていますが、これらは人材の国際競争力、また産業の国際競争力向上にとっても重要なので、ぜひスピード感を持って検討いただきたいと思っています。

(略)「低水準の大学が参入する可能性」を懸念する意見がありました。(略) こういう御懸念があるのなら、設置基準を考えるのと同時に退出メカニズムも考えておくべきではないでしょうか。退出メカニズムを整備することにより、先ほど来の御紹介いただいた低水準の大学が参入する可能性があっても、対応できるのではないかと思えます。もちろん、こうした仕組みをつくる際には、基準の明確化、廃止の方法をどういうふうにするのか、何よりも重要なのは、こうした大学に所属していた学生をどう保護するのかなど、きちんと対応を考えた上での退出メカニズムを考えていくことが必要だと思えるのですが、そうした議論もなされているのでしょうか。

○日本私立大学連盟（村田治副会長）

(略) ST比の問題ですが、教育の質の保証といったときに、今、求められているのはアウトカムだと思うのですが、このST比というのはむしろインプットです。インプット、アウトプット、そしてアウトカムなので、そのインプットなのですが、あくまでも対面の授業を前提にST比が考えられていると私は理解しています。

ここからは個人的な見解なのですが、そういう意味では、今後、オンライン、オンデマンドが入ってきたときにはST比の意味が全く変わってくる。ST比が悪いから授業の質が悪いというような問題ではなくて、むしろそのことも含めてオンラインをどうするのか、オンデマンドをどうするのかということでST比を考えていけないといけないので、恐らくST比がインプットではなくなってくるのだらうと思えます。

(略) オンデマンド、オンラインの授業、特にオンデマンドの授業では、いわゆる知識提供型の授業はオンデマンドで、今、学生はグーグルでもどんどんやっていますから、むしろこれはオンデマンドでいくのだろうと、そのほうが効率もいい。本学も調査をしましたけれども、コロナ禍におきましては、学生の学修時間は、今まで日本の学生はアメリカの学生の5分の1と言われたものがほぼアメリカの学生並みに、オンデマンドの授業では課題が多いために勉強する。皮肉な話ですが、今の1年生は大学は勉強するところだと思っているかもしれません。

そうしますと、今度、オンデマンドの授業以外のところで、本学は「Kwansei コンピテンシー」という10のコンピテンシーを定めておりまして、こういったところで教育内容、あるいはコンピテンシーをどう育成していくかが重要で、そういった授業の内容、まさに先ほど出ましたコーチングといいましょうか、いかに学生を議論に導いていくか、知識を前提とした上でお互いに議論し、それぞれ結論を導いていくのかというような授業のほうが必要になってきて、そこの授業をどうするかが大きな高等教育の課題だと認識しております。

○大槻奈那座長

技術革新の動きは非常に速いですし、御指摘も頂きましたが、社会の方向性自体が相当変わってきておりますので、こういったことを反映して、学びの多様化を通じた個人の特性に寄り添った形で大学教育のさらなる多様化を進めるとともに、何よりも学修者主体の教育に転換して、社会に開かれた大学教育を実現できるように大学教育の質の向上を図る、そういったことを目指していただきたいと思います。

今日いろいろな意見が出ましたけれども、まずは検討状況をこの部会の当面の動きなども含めまして御確認させていただければと思っていますし、年度末までということも頂いていますけれども、それを待たずしても、具体的かつ実効性のあるものにすべく検討を進めていただければと思っています。

○牧島大臣

大学設置については、(略) 中教審の議論が大事なのは分かるのですが、そのプロセスをこちらの規制改革のワーキング・グループでもお示しをいただく必要がある。私たちのほうでもしっかりウオッチしてコメントさせていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。